



青森県報

第二千三十二号

平成十四年六月十日(月曜日)

目 次

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
(団体経営 改善課) …… 一

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
(同) …… 一

告 示

新たに生じた土地の確認及び編入に伴う字区域の変更…
(市町 振興課) …… 二

公有水面埋立ての承認の申請の要領…
(河川 砂防課) …… 二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
 同法第十条第二項の規定による公告…
(文化・スポ ツ振興課) …… 四

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表…
(障害福祉課) …… 四

土地改良区の定款変更の認可…
(農村整備課) …… 四

右 同 …… 四

右 同 …… 四

土地改良事業計画変更の認可…
(同) …… 四

出先機関 …… 四

建設工事の請負契約に係る一般競争入札…
(青森県土 整備事務所) …… 五

議 会

青森県議会図書室規程の一部を改正する規程……………(調 査 課) …… 八

規 則

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十二号

青森県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県農業近代化資金利子補給規則(昭和三十七年三月青森県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- 改正後の青森県農業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年四月二日以後において貸付けのなされる農業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている農業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

青森県規則第五十三号

青森県漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

青森県漁業近代化資金利子補給規則(昭和四十四年十月青森県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第二条の表第三号、第四号、第七号及び第八号中「年〇・四パーセント」を「年〇・六パーセント」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の青森県漁業近代化資金利子補給規則の規定は、平成十四年四月二日以後において貸付けのなされる漁業近代化資金に係る利子補給金について適用し、同日前に貸付けのなされている漁業近代化資金に係る利子補給金については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第三百一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項及び第二百六十条第一項の規定により、青森市長から青森市の区域内に新たに次の土地が生じたことを確認し、この土地を青森市大字飛鳥字塩越に編入する旨の届出があったので、同法第九条の五第二項及び第二百六十条第二項の規定により告示する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

青森市大字飛鳥字塩越四九の一、四九の二、四九の四、四九の一、四九の二七、四九の二八、四九の三〇から四九の三四までの地先公有水面埋立地 二一、七八七・五九平方メートル

青森県告示第三百二号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第四十二条第一項の規定により、平成十三年七月四日公有水面の埋立ての承認の申請があったので、同条第三項において準用する同法第三条第一項の規定により、その要領を次のとおり告示する。

なお、その関係書面及び図書は、告示の日から起算して三週間、深浦町役場に備えて縦覧に供する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請者の住所及び名称並びにその代表者の氏名

- 1 申請者の住所及び名称
東京都千代田区霞が関二丁目一之三
国(国土交通省)
- 2 代表者の氏名
青森県知事 木村守男

二 埋立区域

- 1 位置
(一) 西津軽郡深浦町大字金ヶ浜字榊原一八二及び国道一〇一号道路敷地の地先公有水面
- (二) 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二三の二及び二四の九と隣接する海岸線の海岸保全施設の地先公有水面

2 区域

- (一) 各地点を順次に結んだ線及び 日の満潮位(T・Pプラス〇・五メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域
- (二) 基点 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五)から七〇度一七分四六秒七二〇・三八メートル

の地点

- の地点 基点 から七二度〇一分〇六秒五五・〇メートルの地点
- の地点 基点 から二五八度〇二分四四秒一九・六八メートルの地点

- の地点 の地点から二五一度四七分三三秒一・八三メートルの地点
 の地点 の地点から二五七度五九分四二秒九・〇九メートルの地点
 の地点 の地点から一五〇度三六分五三秒二・三七メートルの地点
 (二) 各地点を順次に結んだ線並びに の地点と の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線及び漁港管理施設により囲まれた区域
 基点 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五)から二七三度一三分二秒四三・三五メートルの地点
- の地点 基点 から四七度〇七分五五秒六三・〇一メートルの地点
 の地点 の地点から二五五度二四分二七秒一四・三一メートルの地点
 の地点 の地点から二五五度二四分二九秒一・八三メートルの地点
 の地点 の地点から二四八度〇八分五九秒二二・五七メートルの地点
 の地点 の地点から二四四度〇一分四五秒二・六三メートルの地点
 の地点 の地点から二四四度〇二分三三秒六・六五メートルの地点
 の地点 の地点から二四〇度四三分五四秒二・二四メートルの地点
 の地点 の地点から二三九度四二分三六秒二二・〇〇メートルの地点
 の地点 の地点から一四五度〇三分五四秒一・四八メートルの地点
- 3 面積
 (一) 三三・七七平方メートル
 (二) 一、七六三・四四平方メートル
- 三 埋立てに関する工事の施行区域
- 1 位置
 (一) 西津軽郡深浦町大字金ヶ浜字榊原一八二及び国道一〇一号道路敷地の地先公有水面
 (二) 西津軽郡深浦町大字田野沢字汐干浜二三の二及び二四の九と隣接する海岸線の海岸保全施設の地先公有水面
- 2 区域
 (一) 各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線により囲まれた区域

- 基点 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五)から七〇度一七分四六秒七一〇・三八メートルの地点
- の地点 基点 から七二度〇一分四六秒五五・〇一メートルの地点
 の地点 の地点から四六度五二分二八秒九・六四メートルの地点
 の地点 セ の地点から二八一度二四分四七秒一〇・〇三メートルの地点
 の地点 セ の地点から二六四度三七分一〇秒一九・六八メートルの地点
 の地点 セ の地点から二五四度四二分五五秒三・六四メートルの地点
 の地点 セ の地点から一四九度四二分〇三秒一一・二二メートルの地点
 の地点 の地点から一五〇度三六分五三秒二・三七メートルの地点
- (二) 各地点を順次に結んだ線並びにセ の地点とセ の地点を結ぶ平成十二年の秋分の日の満潮位(T・Pプラス〇・五二メートル)における公有水面と陸地との境界線及び漁港管理施設により囲まれた区域
 基点 国調多角点八五七九(北緯四〇度四五分三七秒〇七五、東経一四〇度〇二分三三秒七七五)から二七三度一三分二秒四三・三五メートルの地点
- の地点 基点 から三九度三九分二五秒七〇・三六メートルの地点
 の地点 セ の地点から二五五度二四分二八秒一七・七九メートルの地点
 の地点 セ の地点から二四九度一五分一三秒四三・五八メートルの地点
 の地点 セ の地点から二四九度一五分一三秒一一・三一メートルの地点
 の地点 セ の地点から二四四度一三分三八秒二・八四メートルの地点
 の地点 セ の地点から二四四度一一分四九秒二二・六五メートルの地点
 の地点 セ の地点から二四〇度二四分二六秒一九・二〇メートルの地点
 の地点 セ の地点から二三四度〇五分四一秒一・四一メートルの地点
 の地点 セ の地点から一四四度〇五分五四秒六・〇〇メートルの地点
- 3 面積
 (一) 四〇五・一七平方メートル
 (二) 三、〇六六・二二平方メートル
- 四 埋立地の用途
 道路用地

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

一 申請のあつた年月日

平成十四年五月三十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人ピアネット

三 代表者の氏名

和田 英人

四 主たる事務所の所在地

青森市堤町二丁目一の九

五 定款に記載された目的

本会は、障害を持つ人たちが自立した生活を営んでいくために必要な事業を行うことにより福祉の増進を図り、もって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

青森県福祉のまちづくり条例による適合証の交付の公表

青森県福祉のまちづくり条例（平成十年十月青森県条例第四十六号）第十三条第二項の規定により、次のとおり適合証を交付したので、同条第三項の規定により公表する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

適合証交付に係る 公共的施設の名称	所 在 地	種 類	交付年月日

小堀眼科

青森市中佃二丁目七の三四

診療所

平成十四・五・三

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、小戸六溜池土地改良区の定款の変更を平成十四年六月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、六羽川土地改良区の定款の変更を平成十四年六月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、板柳東部土地改良区の定款の変更を平成十四年六月三日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男

土地改良事業計画変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定により、板

柳東部土地改良区に係る次の土地改良事業の計画の変更を平成十四年六月三日認可したので、同条第十一項の規定により公告する。

平成十四年六月十日

青森県知事 木 村 守 男
事業名 維持管理

出 先 機 関

建設工事の請負契約に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「政令」という。）第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十四年六月十日

青森県土整備事務所長 相 馬 十九三

一 競争入札に付する事項

- 1 工事番号 建一四第一〇〇二号
 - 2 工事名 青森県立美術館（仮称）新築工事
 - 3 工事場所 青森市大字安田字近野地内
 - 4 工 種 建築一式工事
 - 5 工 期 平成十七年九月二十日まで
 - 6 工事の概要 構造 鉄骨鉄筋コンクリート造及び鉄骨造
階 数 地下二階、地上三階
建築面積 七、一一九・八二平方メートル
延べ面積 二〇、六五七・五三平方メートル
 - 7 予定価格（消費税及び地方消費税を含む） 八十四億七千五百万円
- 二 競争入札に参加する者に必要な資格
次の各号に該当することについて、あらかじめ、三に定めるところにより審査を受けた共同企業体であること。
- 1 共同施工方式（甲型共同企業体）の特定共同企業体であること。

2 政令第百六十七条の四第一項に規定する者に該当しないこと。

3 青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号。以下「財務規則」という。）第百二十八条の規定による一般競争入札に参加できない者でないこと。

4 各構成員が青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則（平成二年三月青森県規則第十八号）第五条第一項の規定により一般競争入札に参加する資格があると認定された者であること。

5 建築一式工事の建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二十三第一項の規定による経営に関する客観的事項の審査の結果の直近年度の総合評価が、共同企業体の代表者にあつては、二〇〇点以上、第一構成員にあつては、一〇〇点以上、第二構成員にあつては九〇〇点以上、第三構成員にあつては八〇〇点以上であること。

6 過去十年間に代表者が同種の建設工事（工事種別建築一式工事で、かつ、契約金額六十億円以上のものに限る。）の施工実績（下請負人としてのものを除く。）を有する者であること。ただし、共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率二〇パーセント以上の場合に限る。

7 各構成員が次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を専任で設置できること。

(一) 一級相当の国家資格又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

(二) 監理技術者にあつては、監理技術者資格証を有する者であること。

8 構成員が当該入札に係る他の共同企業体の構成員を兼ねていないこと。

9 各構成員の出資比率が、各構成員の均等割とした場合の出資比率の十分の六に相当する比率以上であること。

10 代表者の建設工事の施工能力が構成員の中で最も大きいと認められること。

11 代表者の出資比率が構成員の出資比率の中で最大であること。

12 構成員の数が四であること。

13 構成員が、一般競争入札参加資格審査申請書の提出期限の日から、開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けていないこと。

三 資格の審査

入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）は、あらかじめ、二に定める資格を有することについて、次に従い、一般競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）により、審査を受けなければならない。

1 提出期限 平成十四年六月二十一日（持参に限る。）

2 提出部数等 一部

表に住所及び商号又は名称を記載し、切手八十円分を貼付した返信用封筒(長形三号)を一通添付すること。

3 提出場所 青森市大字幸畑字唐崎七六の四
青森県土整備事務所総務室

4 その他

- (一) 申請書の内容については、別途意見を聴取することがある。
- (二) 資格の審査結果については、申請者に対して、別に通知する。
- (三) 二に定める資格を認められなかった者(共同企業体の方法による場合は、代表者)は、(二)の通知を受けた日の翌日から七日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日(以下「休日」という。))を除く。(一)以内に、書面をもって、その理由の説明を求めることができる。

四 提出した申請書の差替えは、原則として認めない。
入札説明書の交付及び設計図書の縦覧

1 入札説明書の交付

- (一) 期間 平成十四年六月十一日から同月二十一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時四十五分まで)
- (二) 場所 青森市大字幸畑字唐崎七六の四
青森県土整備事務所総務室
- (三) 交付の方法 入札説明書の交付を希望する者は、(一)の期間内に青森県土整備事務所総務室に直接申し込むこと。

2 設計図書の縦覧

- (一) 期間 平成十四年六月十一日から同年七月三十一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)(の午前九時から午後四時四十五分まで)
- (二) 場所 青森市大字幸畑字唐崎七六の四
青森県土整備事務所二階入札室
- (三) 貸与等 入札参加希望者は、設計図書の貸与を受け、(一)の期間内に入札説明書記載の場所において実費により複写することができる。

3 その他

入札説明書及び設計図書に対して質問がある場合は、平成十四年七月二十二日までに、書面により、青森県土整備事務所に提出すること。

五 入札及び開札

1 日時 平成十四年八月一日 午後一時三十分

2 場所 青森市大字幸畑字唐崎七六の四
青森県土整備事務所二階入札室

3 その他 郵便による入札を希望する場合は、入札書に一般競争入札参加資格審査結果通知書の写し及び工事費内訳書を同封の上、配達証明付書留郵便により平成十四年七月三十一日午後四時四十五分までに青森県土整備事務所に到着するように郵送すること。

六 入札執行回数

原則として一回を限度とする。

七 入札保証金及び契約保証金

- 1 入札保証金 免除する。
- 2 契約保証金 契約金額の十分の一以上の金額を納付するものとする。ただし、次の一に該当するときは、その納付を免除する。
- (一) 契約者が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (二) 契約者から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (三) 契約保証金に代え、次に掲げる有価証券を提供したとき。

- (1) 国債又は地方債
- (2) 政府の保証のある債券
- (3) 金融機関が振り出し又は支払い保証をした小切手
- (4) 資金運用部資金法(昭和二十六年法律第百号)第七条第一項第九号に規定する債券
- (5) 銀行若しくは知事が確実と認めた金融機関の保証又は保証事業会社の保証

八 契約の締結

- 1 落札決定の日から七日以内に仮契約を締結し、議会の議決があったときに本契約を締結することとする。
- 2 落札の決定後、当該入札に付する工事に係る請負契約の締結までの間において、当該落札者が二に掲げるいずれかの要件を満たさなくなった場合には、当該請負契約を締結しないことがある。

九 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者に決定す

る。ただし、当該価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあるとき、又は当該者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不相当であるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち、最低の価格をもって申込みをした者を落札者とすることがある。

十 入札条件

1 財務規則に定める入札者心得書を遵守すること。

2 入札に参加する者が一名のときは、入札を行わないこととする。

十一 入札書記載金額等

1 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札書の余白に備考として、次のように記載すること。

備考 入札額は、この入札書に記載した金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)である。

十二 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

2 入札の無効 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、申請書に虚偽の事実の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

3 交渉の有無 無

4 契約書作成の要否 要

5 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

6 一般競争入札参加資格の認定を受けていない者の参加 青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則第五条第一項の規定による一般競争入札に参加する資格があることの認定を受けていない者も申請書を提出することができるが、入札に参加するためには、開札の時に於いて、二に定める資格を有していなければならない。

7 配置予定監理技術者等の確認

落札者決定後、財団法人日本建設情報総合センターが提供する工事実績情報システム(CORINS)等により配置予定の主任技術者又は監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

8 その他 詳細は入札説明書による。

十三 調達担当部局名及び所在地

1 名称 青森県土整備事務所総務室

2 住所 青森市大字幸畑字唐崎七六の四

電話 一七・七二八・二〇〇

Summary

1 Subject matter of the contract : Construction work of New Construction of the Aomori Prefectural Art Museum (tentative name)

2 Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 4:45P.M. June 21, 2002

3 Time-limit for the submission of tenders : 1:30P.M. August 1, 2002 (tenders submitted by mail 4:45P.M. July 31, 2002)

4 Contact point for tender documentation : Prefectural Aomori Public Works Office 76-4 Karasaki,Kobata, Aomori-shi, Aomori 030-0943 JAPAN
TEL 017-728-0200

議 会

青森県議会告示第二号

青森県議会図書室規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十四年六月十日

青森県議会議長 富 田 重次郎

青森県議会図書室規程の一部を改正する規程

青森県議会図書室規程（平成四年七月青森県議会告示第一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第百条第十四項」を「第百条第十七項」に改める。

附 則

この規程は、告示の日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社
----------------------------------	--------------------------------------

（毎週月・水・金曜日発行）

定価小口一枚二付十五円一銭